

令和3年度概算要求参考資料

令和2年9月
文化庁国語課

< 目 次 >

令和3年度概算要求の概要	1
【文化審議会国語分科会】	
文化審議会国語分科会	2
文化審議会国語分科会委員名簿	3
【国語施策の充実】	
国語施策の充実（全体概要図）	4
調査及び調査研究（国語に関する世論調査）	5
危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業	6
【外国人に対する日本語教育の推進】	
生活者としての外国人に対する日本語教育の推進（全体概要図）	7
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	8
「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	9
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	10
条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育	11
日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラム開発・活用事業	12
日本語教育に関する調査及び調査研究	13
日本語教育大会の開催	14
省庁連携日本語教育基盤整備事業	15

令和3年度概算要求概要

(単位：千円)

事項		前年度 予算額	令和3年度 要求額	対前年度 比較増減額
文化審議会国語分科会		9,199	9,229	30
国語施策の充実		48,499	48,429	70
	調査及び調査研究(国語に関する実態調査)	11,714	11,749	35
	国語問題研究協議会の開催	4,204	4,370	166
	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業	32,581	32,310	271
外国人に対する日本語教育の推進		954,867	1,448,839	493,972
	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	496,969	795,306	298,337
	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	146,714	186,189	39,475
	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	46,021	81,681	35,660
	条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育	43,804	66,472	22,668
	日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業	198,016	240,261	42,245
	日本語教育に関する調査及び調査研究	16,873	71,701	54,828
	日本語教育大会の開催	3,061	3,180	119
	省庁連携日本語教育基盤整備事業	3,409	4,049	640
合計		1,012,565	1,506,497	493,932

文化審議会

・文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

専門調査会

世界文化遺産部会

・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

・博物館の振興に関する事項の調査審議

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

国語課題小委員会

・国語の改善及びその普及に関すること

日本語教育小委員会

・外国人に対する日本語教育に関すること

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

基本政策小委員会

・著作権関連施策に係る基本的問題等に関すること

法制度小委員会

・著作権法制度の在り方に関すること

国際小委員会

・国際的ルール作りへの対応等に関すること

使用料部会

・著作権の利用に係る裁定等に関すること

第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

企画調査会

・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に関すること

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

文化審議会国語分科会委員名簿

(敬称略・五十音順)

石井 恵理子	東京女子大学教授
石黒 圭	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授， 国立大学法人一橋大学大学院言語社会研究科連携教授
井上 靖 夫	学校法人柴永国際学園 J E T 日本語学校校長
入部 明 子	つくば国際大学医療保健学部教授
岩田 一成	聖心女子大学現代教養学部教授
大木 義徳	株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員
沖木 森卓也	二松学舎大学特別招聘教授，立教大学名誉教授
神吉 宇一	武蔵野大学准教授
川瀬 眞由美	株式会社テレビ朝日アスク取締役
黒崎 誠	公益財団法人ラボ国際交流センター ラボ日本語教育研修所所長
佐藤 歩 武	一般社団法人日本書籍出版協会理事，株式会社大学書林代表取締役社長
島田 めぐみ	日本大学大学院総合社会情報研究科教授
関根 健一	一般社団法人日本新聞協会用語専門委員
滝浦 真人	放送大学教授
田中 牧 郎	明治大学国際日本学部教授
田中 ゆかり	日本大学教授
東松 陽 一	愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長
戸田 佐 和	公益社団法人国際日本語普及協会専務理事
中江 有 里	女優，作家
根岸 雅 史	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授
野田 尚 史	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授・研究主幹
浜田 麻 里	京都教育大学教授
福田 由 紀	法政大学文学部心理学科教授
眞嶋 潤 子	大阪大学大学院言語文化研究科日本語・日本語文化専攻教授
松岡 洋 子	国立大学法人岩手大学教授
南田 あゆみ	三菱UFJリサーチ&コンサルティング政策研究事業本部主任研究員
村上 政 彦	公益社団法人日本文藝家協会常務理事，作家
村田 春 文	独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部部長
毛受 敏 浩	公益社団法人日本国際交流センター執行理事
森山 卓 郎	早稲田大学文学学術院教授
善本 久 子	東京都立白鷗高等学校・附属中学校統括校長

国語課題小委員会

石 黒 圭	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授， 国立大学法人一橋大学大学院言語社会研究科連携教授
入 部 明 子	つくば国際大学医療保健学部教授
岩 田 一 成	聖心女子大学現代教養学部教授
沖 森 卓 也	二松学舎大学特別招聘教授，立教大学名誉教授
川 瀬 眞由美	株式会社テレビ朝日アスク取締役
佐 藤 歩 武	一般社団法人日本書籍出版協会理事，株式会社大学書林代表取締役社長
関 根 健 一	一般社団法人日本新聞協会用語専門委員
滝 浦 真 人	放送大学教授
田 中 牧 郎	明治大学国際日本学部教授
田 中 ゆかり	日本大学教授
中 江 有 里	女優，作家
福 田 由 紀	法政大学文学部心理学科教授
村 上 政 彦	公益社団法人日本文藝家協会常務理事，作家
森 山 卓 郎	早稲田大学文学学術院教授
善 本 久 子	東京都立白鷗高等学校・附属中学校統括校長

日本語教育小委員会

石井 恵理子	東京女子大学教授
井上 靖 夫	学校法人柴永国際学園 J E T 日本語学校校長
大木 義徳	株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員
神吉 宇一	武蔵野大学准教授
島田 めぐみ	日本大学大学院総合社会情報研究科教授
東松 陽 一	愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長
戸田 佐 和	公益社団法人国際日本語普及協会専務理事
根岸 雅 史	国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授
野田 尚 史	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授・研究主幹
浜田 麻 里	国立大学法人京都教育大学教授
眞嶋 潤 子	国立大学法人大阪大学大学院言語文化研究科日本語・日本語文化専攻教授
松岡 洋 子	国立大学法人岩手大学教授
南田 あゆみ	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部主任研究員
村田 春 文	独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部部長
毛受 敏 浩	公益財団法人日本国際交流センター執行理事
黒崎 誠	公益財団法人ラボ国際交流センター ラボ日本語教育研修所所長

審議会における検討

諮問
課題等

文化審議会国語分科会

国語の改善及び
その普及に関する事項を調査・審議



答申等

- H16年2月 これからの時代に求められる国語力について（答申）
- H19年2月 敬語の指針（答申）
- H22年6月 改定常用漢字表（答申）
- H24年1月 国語分科会で今後取り組むべき課題について（意見のまとめ）
- H25年2月 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- H26年2月 「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）
- H28年2月 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）
- H30年3月 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）

具体的な事業の実施

調査及び調査研究

(国語に関する実態調査)

(前年度予算額 12百万円)
3年度要求額 12百万円

国語に関する世論調査

日本人の国語意識や具体的な言葉の理解等の現状を調査する「国語に関する世論調査」を実施し、文化審議会国語分科会における審議資料として活用するとともに、国民の国語に対する意識を高める。



国語施策情報システムの更新事業

紙媒体でしか現存しない国語施策に関する資料の電子化を行い、文化庁ウェブサイトで資料の公開を進める。



国語問題研究協議会の開催

(前年度予算額 4百万円)
3年度要求額 4百万円

国語をめぐる諸問題を取り上げ、文化審議会の答申等について説明するとともに改善の方策等について研究協議を行う「国語問題研究協議会」を開催する。



危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

(前年度予算額 33百万円)
3年度要求額 32百万円

危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究

保存・継承に必要な記録が欠けている地域の調査研究を行うとともに、これまで実施した危機的な状況にある言語・方言に関する調査研究の成果や取組事例等を広く国民に周知する機会を設ける一方、危機言語・方言を抱える地域関係者に保存・継承に当たった取組等を促しつつ、効果的な保存・継承について研究者も交えて研究協議を行う場を設ける。

アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業

アイヌ語のアナログ資料のデジタル化、アーカイブ作成の支援を行うとともに、アイヌ語の翻字（文字起こし）・翻訳を行う技術を身に付けた人材の育成を行う。

民族共生象徴空間におけるアイヌ語体験プログラム（経費は企画調整課で要求）については国語課で担当

被災地における方言の活性化支援

東日本大震災による被災や避難に伴い、消滅の危機にある方言の保存・継承のための教材作成やシンポジウムなど方言の再興につながり、メンタルケアなどコミュニティ再生にも資する、地域の取組を支援する。

平成7年度以降, 毎年, 「国語に関する世論調査」を実施。

調査対象: 全国16歳以上の男女 3,000人
抽出方法: 層化2段無作為抽出法(*)
調査方法: 調査員による面接聴取法

*全国の市町村を規模に応じて分類(層化)した上で, 調査対象の市町村を抽出し(第1段), 次に各地点から調査対象とする個人を住民基本台帳を用いて無作為抽出(第2段)する方法

国民の国語に関する意識と
国語の現状, 変化の把握

文化審議会国語分科会での
審議事項に関連するデータの提供

調査年度 H25, 27, 28

言葉によるコミュニケーションについて調査
文化審議会答申「分かり合うための言語コミュニケーション」
(平成30年3月)の審議に活用

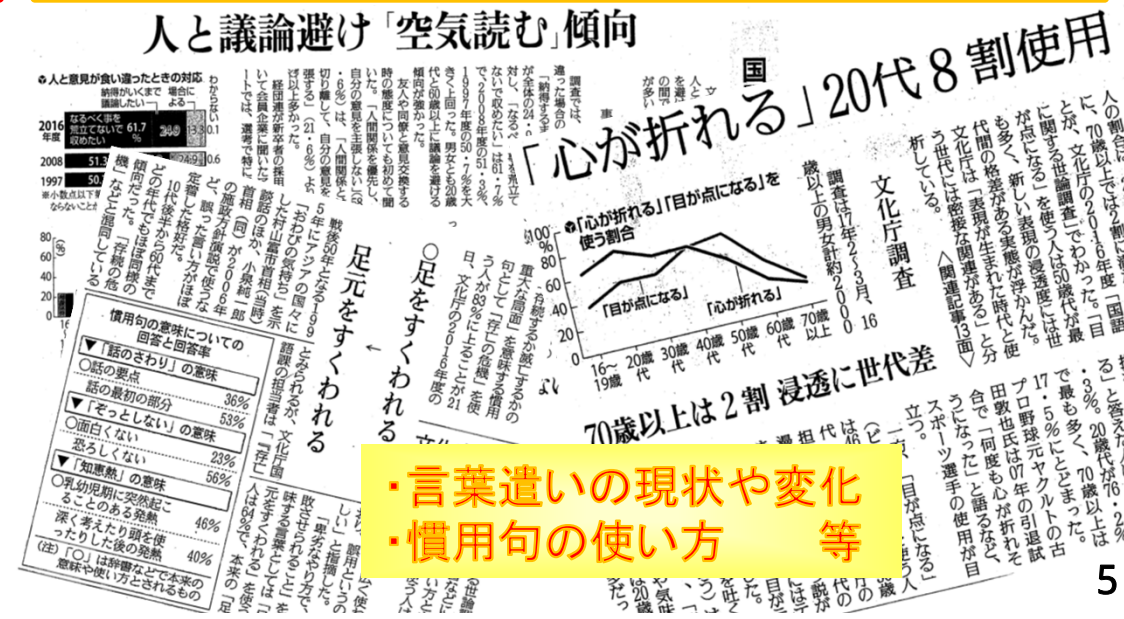
調査年度 H15, 16, 18, 21, 26, 30

常用漢字表についての意識, 漢字の使い方等について調査
文化審議会答申「改定常用漢字表」改正(平成22年6月),
及び手当ての審議に活用

調査年度 H19, 20, 22~R元

国語に関する諸問題について調査
文化審議会国語分科会にデータを提供し, 課題の洗い出し,
整理等に活用

報道等による
国民の国語への関心の喚起



ユネスコに指摘された言語・方言や東日本大震災の被災地における方言など、我が国において消滅の危機にある言語・方言の実態を把握するとともに、観光振興や地域振興につながる地域の文化の基盤である言語・方言の保存・継承に向けた地域での取組の実情を把握し、言語・方言が消滅することがなく、保存・継承が円滑に行われるよう必要な措置を講じ、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。

「文部科学省組織令」（平成21年政令第251号・平成30年10月1日一部改正）

第99条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国語の改善及びその普及に関すること。 (中略) 三 アイヌ文化の振興に関すること (アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。)

「Atlas of the World's Languages in Danger」(平成21年2月19日ユネスコ)

消滅の危機にあるとされた8言語・方言 (アイヌ語、八丈方言、奄美方言、国頭(くにがみ)方言、沖縄方言、宮古方言、八重山方言、与那国方言)

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)

「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。

「北海道外アイヌ生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について(平成24年6月1日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会)

関係機関におけるアイヌ語の調査研究を一層充実・強化させるとともに、アイヌ語の研究を行っている大学等と連携を図りながらその成果の普及啓発を行うこと、また、アイヌ語の教育・研究環境の整備に努めることなどによって、アイヌ語の伝承活動を支援することが必要である。

「国連社会権規約委員会最終見解」(平成25年5月17日国連社会権規約委員会)

アイヌ語を保全しかつ振興するためにとられた措置の成果に関する情報を次回の定期報告書に記載するよう要請する。

「民族共生の象徴となる空間」における文化伝承等の活動について(平成25年9月11日アイヌ政策推進会議)

象徴空間においては、アイヌ語に第一言語、いわば“公用語”としての位置付けを与えること、アイヌ語に関する学習・翻訳拠点として位置付けることが、アイヌ語の取組の方向性として示される。

アイヌ文化の振興等のための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理に関する基本方針について(平成26年6月13日閣議決定)

「国連人種差別撤廃委員会 日本第10回・第11回定期報告に関する総括所見」(平成30年8月)

アイヌの人々の…文化及び言語に対する権利の実現に向けた取組の強化を継続すること

「文化芸術推進基本計画」(第1期)(平成30年3月6日閣議決定)

第4 今後5年に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策 2 戦略 2 関連 ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。【戦略 2, 4, 5】

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)及び本法律に基づく「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」(令和元年9月6日閣議決定)

平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25～26年度 平成27～29年度 平成30年度 令和元年度以降

具体的な取組

ユネスコが指摘した言語・方言
消滅の危機にある言語・方言
東日本大震災の被災地の方言

危機状況の実態調査

ユネスコが指摘したアイヌ語、与那国方言、奄美方言、宮古方言について、ユネスコの基準に照らした危機の程度、言語・方言の現状を調査

平成23年3月11日
震災の発生

震災の影響に関する予備調査

東北地方の方言の特徴を把握の上、被害状況からの方言の危機状況の予測や、三陸地方南部を中心とした方言に関する意識等を調査

保存・継承の取組に関する調査

震災の影響に関する実態調査

アイヌ語、与那国方言、奄美方言、宮古方言について、自治体等における保存・継承に関する取組や課題等を調査

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における方言の特徴、方言の現状、方言に関する意識の調査、音声データの収録等を実施

危機状況の実態調査
アイヌ語のアーカイブ化に関する調査研究

被災地における方言の再興支援

取組に関する保存・継承の調査

再興支援

八丈方言、国頭方言、沖縄方言、八重山方言について、ユネスコの基準に照らした危機の程度、方言の現状、自治体等における方言の保存・継承に関する取組や課題等を調査

消滅の危機の度合いが最も高いアイヌ語について、現存する音声データの整理・分析、アーカイブ化の形式の検討等を調査研究、平成26年度末には報告会も開催

活性化調査
アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業

再興支援

消滅の危機にある言語・方言に関する研究協議会の開催
消滅の危機にある言語・方言サミットの開催
保存・継承のためのアーカイブ化を想定した調査研究

アイヌ語のアナログ音声データのデジタル化
アイヌ語アーカイブ作成の支援

アイヌ語のアナログ音声データのデジタル化
アイヌ語アーカイブ作成の支援
アイヌ語アーカイブ人材育成

アイヌ語のアナログ音声データのデジタル化
アイヌ語アーカイブ作成の支援
アイヌ語アーカイブ人材育成
民族共生象徴空間におけるアイヌ語体験プログラムへの関与

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における方言の保存・継承に関する様々な取組の支援を実施
(主な取組例)
傾聴を兼ねた方言調査
方言教材の作成
方言に関するシンポジウム等の開催

方言アーカイブの作成
方言教室の実施
など

現 状

○在留外国人数 (令和元年12月現在)
平成2年約108万人→
令和元年約293万人

日本語学習者数
平成2年約6万人
令和元年約27万人

日本語教室が開催されていない自治体に居
住している外国人数 約47万人 (令和元年現在)

法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関 令和元年度末792機関

データ

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

- 日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進
- 日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化

日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定
日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進
新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

(2) 日本語教育の質の向上等

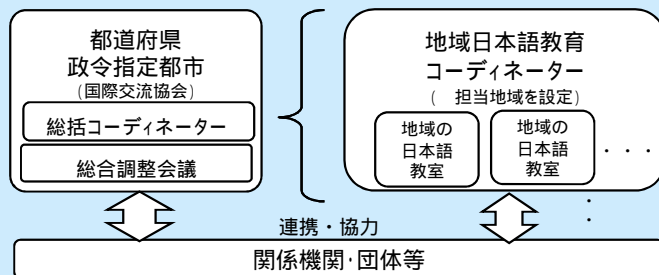
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

令和3年度要求額 795百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。



(地域の日本語教室の例)



日本語教室空白地域解消の推進強化

令和3年度要求額 186百万円
(前年度予算額 147百万円)

日本語教室が開設されていない市区町村に対してアドバイザーの派遣や日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供する。

日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和3年度要求額 148百万円
(前年度予算額 90百万円)

NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和3年度要求額 240百万円 (前年度予算額 198百万円)

文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

- 日本語教師養成カリキュラム
- 現職者研修カリキュラム

日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等
日本語教師(中堅)
日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター・主任教員
日本語学習支援者・・・いわゆるボランティア

日本語教育に関する調査及び研究

令和3年度要求額 72百万円(前年度予算額 17百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

日本語教育のための基盤的取組の充実

令和3年度要求額 7百万円(前年度予算額 6百万円)

日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

【背景】日本語教育の推進に関する法律に基づく「日本語教育の推進に関する基本方針」(令和2年6月に閣議決定)

- ・在留資格や背景の多様化が進み、外国人等が必要とする日本語教育は一様でない。
- ・外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できることを目指し、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講じる。
- ・国及び地方公共団体は、日本語教育を行う機関、事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や必要な体制の整備に努める。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和2年7月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)

- ・地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進

【目的】国の基本方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、都道府県・政令指定都市が行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくり推進、地域日本語教育の実施に加えて、市町村の地域日本語教育の取組を新たに支援。

総合的な体制づくりのための取組への補助

総合的な体制づくりの推進(補助金(1/2))

総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置、総合調整会議の設置等

日本語教育の実施(補助金(1/2))

日本語教師を活用して、関係機関(企業、大学、日本語学校、夜間中学等)と連携して実施する日本語教育等

【 】前年度限りの経費(プログラムA(計画策定))

令和2年度採択実績 件数：37件 対象：都道府県・政令指定都市等

優良事例等の普及・連携強化

一部追加

以下の取組を通じて、優良事例の普及、連携強化

- 都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
- 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- 総括コーディネーターの協議会(新規要求)

市町村の日本語教育の取組への支援

新規要求

都道府県をはじめとする関係機関と連携した日本語教育の取組に対し支援(補助金(1/2))

(日本語教育の実施、教師研修、教材作成、日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等)



補助対象：都道府県・政令指定都市
(地域国際化協会を含む)
市町村に間接補助

補助率：2分の1
要求箇所数：17件→40件
1件当たり1900万円程度を想定

地方財政措置を要望

補助事業における都道府県・市町村の2分の1の負担経費に対して特別交付税措置を要望

基本方針に基づく実施

日本語教育の体系的な実施

日本語教育体制の確立

優良事例等の成果を全国に普及

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）に居住する外国人は現在、約47万人いる。（令和元年11月現在）

（空白地域は1,109 地域住民に対する外国人比率の全国平均2.22%以上の市区町村141）

空白地域在住の外国人に日本語学習機会の提供を目的として、アドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。さらに、日本語教室がない市町村が多い都道府県において空白地域解消のノウハウを共有、解消方法を検討・協議するために研究協議会等を開催し、日本語教室設置を促す。

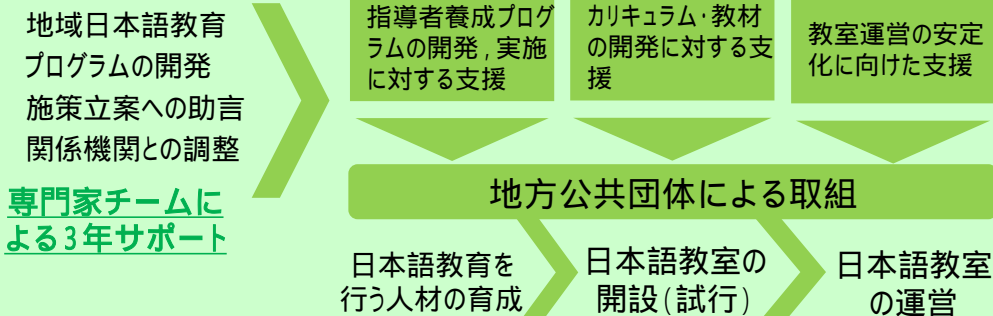
外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(令和2年7月,外国人材の受け入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月,閣議決定) 成長戦略フォローアップ(令和2年7月,閣議決定)

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

令和2年度採択実績 ・ 件数：17件 ・ 対象：市町村等

アドバイザー派遣の支援



日本語教室の開設・安定化に向けた支援【新規】

コーディネーター, 日本語教室の日本語教師, 日本語教室運営のための人材養成, 教材作成等に係る経費を支援

3 セミナー・協議会の開催

空白地域解消推進セミナー(東京)

日本語教室の開設に向けて取り組んでいる全国の市町村等

空白地域解消の実践事例紹介

研究協議会【新規】

(空白地域が多い都道府県2か所)

域内の市区町村等

地域資源活用連携方法等協議

2 ICT教材の開発・提供

日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」



令和3年度は、開発した10言語に追加し、さらに4言語を開発する。

- 計14言語
- R1 日本語, 英語, 中国語, スペイン語, ポルトガル語, ベトナム語(6言語)
- R2 インドネシア語, フィリピン語, ネパール語, カンボジア語(4言語)
- R3 タイ語, ミャンマー語, 韓国語, モンゴル語(4言語)

また、日本語学習教材の活用方法の説明会開催する。

期待される効果

地域に日本語教室が開設される, もしくは日本語学習することにより, 日本語を習得する

近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり
外国人が孤立することが少なくなる

地域住民(日本人・外国人)の地域社会への参画が増える

地域住民が活躍, 外国人の受け入れが円滑になる

地域が活性化する

【課題】地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある。

【目的】日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、NPO法人や公益法人等が行う日本語教育の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的な課題等を解決するための先進的な取組を支援する。

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月、外国人材の受け入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月、閣議決定）
成長戦略フォローアップ（令和2年7月、閣議決定）

令和2年度委託実績
・採択件数：プログラム（A）11件，（B）9件
・受託団体：NPO法人，公益法人，大学等
・採択金額：約220万円/件

プログラム A

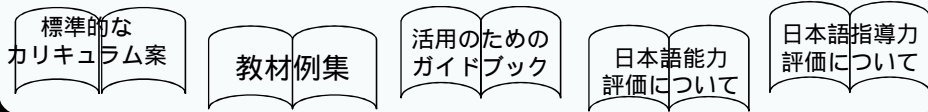
日本での生活に必要な日本語を習得

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組に対する支援を行う。

日本語教育の実施 人材の育成 教材の作成

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の普及



プログラム B

外国人の円滑な社会生活の促進

地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組等に対する支援を行う。

(取組例) 防災や地域行事と連携した日本語教育の取組 等

プログラム C

特定のニーズに対応する日本語教育の推進

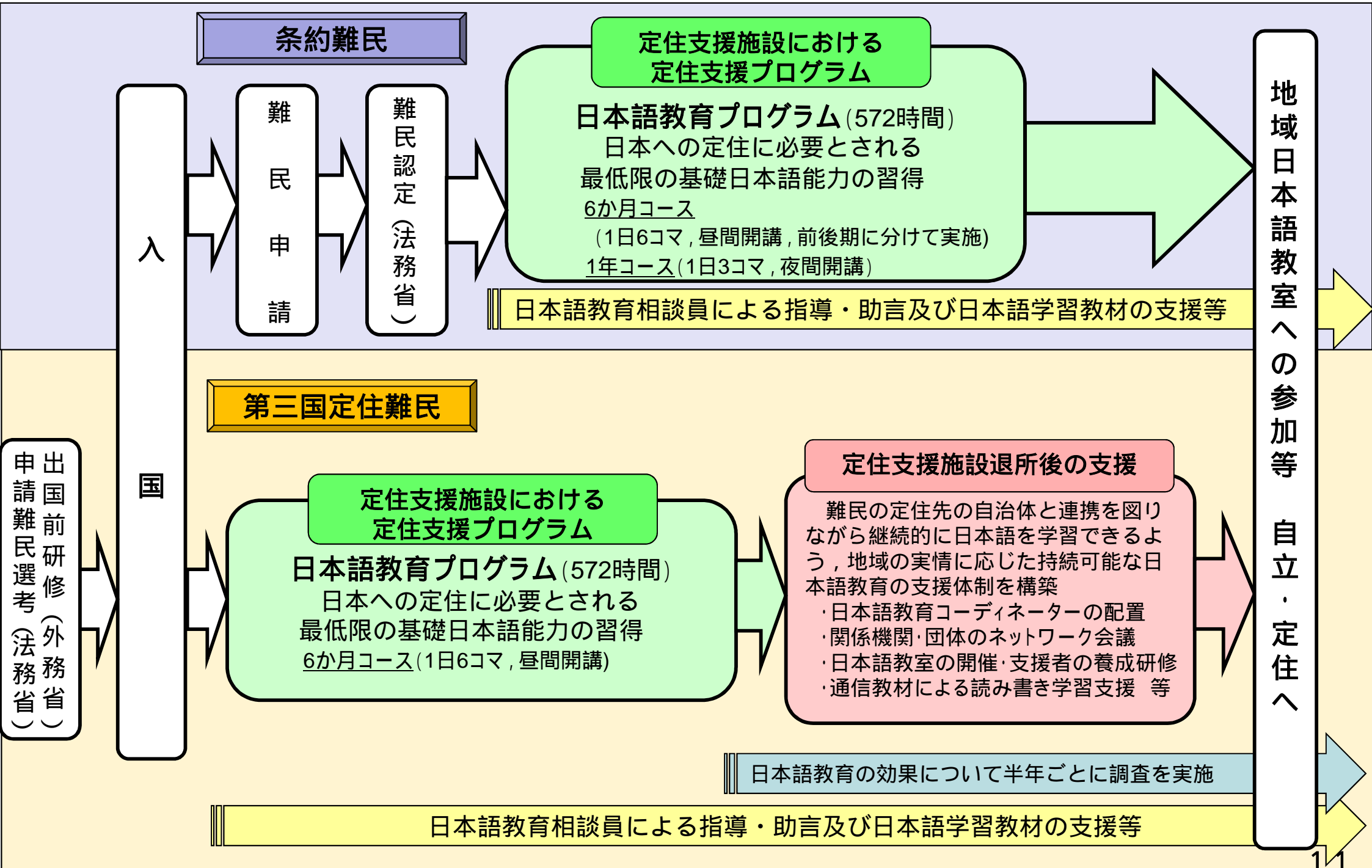
地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組

ICTを活用した先進的な日本語教育の取組や地域で生活する外国人の特定のニーズに応じた日本語教育の取組等に対する支援を行う。

(想定される取組例)

- ・ICTを活用した物理的制約のある外国人に対する日本語教育の取組
例：山間部や豪雪地帯などに居住する外国人に対し、ZOOM等を利用した効果的な日本語教育を行う取組への支援
- ・就労等の事情により時間的制約のある外国人に対する日本語教育の取組
例：企業等と協力し、就労後に学べるよう夜間に教室を開講するなど日本語学習に課題を抱える外国人に対する日本語教育を行う取組への支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、さらに特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る



背景・趣旨

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。このため、文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改訂版）を平成31年3月に取りまとめた。（日本語教師（養成）、「生活者としての外国人」、「留学生」、「児童生徒等」、「就労者」、「難民等」、「海外」に対する初任の日本語教師，中堅日本語教師，地域日本語教育コーディネーター・主任教員，日本語学習支援者に求められる資質・能力，教育内容及びモデルカリキュラムを提言）上記の審議会報告で示された，日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るために実際に養成・研修の現場で適用する実践的なカリキュラムの開発及び活用とともに，日本語教師の養成における「必須の教育内容」を踏まえた日本語教師の養成を行うことにより日本語教師の資質・能力の向上を図ることが必要。

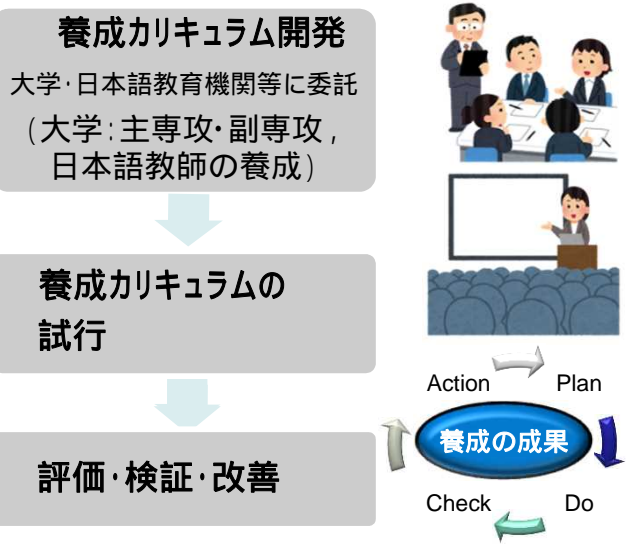
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定） 成長戦略フォローアップ（令和2年7月1閣議決定）

事業概要

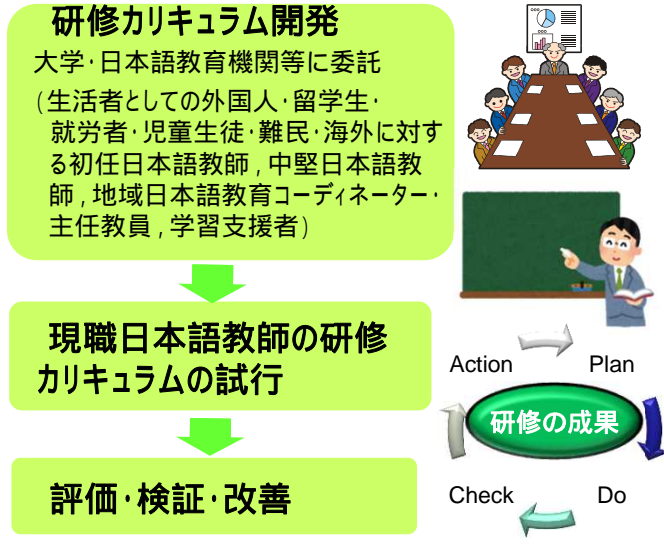
上記の審議会報告で示された「教育内容等」に基づき，日本語教師の養成カリキュラム開発，現職日本語教師の研修カリキュラム開発と，開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施する。

日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうち，特に地方の大学等において設置が困難な専門科目について通信による授業を開発する。（ ）

日本語教師の養成カリキュラム開発



現職日本語教師の研修カリキュラム開発



優良モデルを全国展開

現職日本語教師の研修カリキュラムの活用

【課題】

- 多様な活動分野の日本語教育人材の絶対数の不足
- 多様な活動分野の研修に体系的に対応できる教育機関・団体と人材の不足（特に地方）

開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修を日本語教育機関等に委託して実施

- 人材確保が喫緊の課題である10分野で実施（生活者としての外国人・留学生・就労者・児童生徒に対する初任日本語教師，中堅日本語教師，主任教員，学習支援者，難民等，海外に赴く初任日本語教師，地域日本語教育コーディネーター（3分野追加）
- 全国6ブロックで開発した各分野の優良モデルの研修を実施
- 日本語教育人材を指導する専門家の派遣
- OJTによる研修担当者の育成

全国で多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進

日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」に基づく，単位認定が可能な通信による授業科目を開発する（日本語音韻・音声他）

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するとともに、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案の推進のための基礎資料とする。

1. 日本語教育に関する実態調査(昭和42年度から実施)

4百万円(4百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究(平成26年度から実施)

46百万円(13百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和3年度は以下の4テーマ実施する。

生活日本語Can-doの検証のための調査研究

「生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」を改訂するため、「子育て」等の分野の追加や質的・量的検証を行う。

大学における教育実習実態調査

公認日本語教師(仮称)の資格整備に向け、取得要件の一つである教育実習について、大学等における実施状況等の調査を行う。

文化庁届出受理日本語教師養成研修実態調査

文化庁に届出がなされている日本語教育研修機関について、届出内容等について実地調査を行う。

日本語教育プログラム評価・認証のための調査研究

「日本語教育の参照枠」一次報告に基づき、生活・就労等の目的別優良日本語教育プログラムの評価・認証の実施に向けた選定基準策定や試行のための調査研究を行う。



3. 漢字出現頻度数調査(新規)

22百万円(新規)

「日本語教育の参照枠」においては、日本で「自立した言語使用者」として生活していくために必要とされる漢字の選定が必要とされている。そのため、現在の書籍・ウェブサイト・報道 媒体等日本社会における漢字使用の実態を調査する。なお、この調査結果は、改定から10年経ている「常用漢字表」の見直しを行うに当たっての基礎資料としても活用される。

日本語教育に関する実態調査、日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究や漢字出現頻度数調査の結果を活用し、「公認日本語教師(仮称)の資格整備」、「日本語教育の参照枠」や「日本語能力の判定基準」等の整備を始めとする、外国人に対する日本語教育施策をより一層推進

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況に対応した日本語教育の展開が求められている中で、日本語教育の推進に対する国民の理解と関心の増進や日本語教育の情報の提供のために必要な措置を講ずることにより日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等の共有のために「日本語教育大会」を開催する。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月23日閣議決定)(抜粋)

2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

(2) 日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

日本語教育大会

【目的】

日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と推進に資する。

【主な参加者】

- ・ボランティア団体、NPO法人等の地域における日本語学習支援者
- ・大学・専修学校・各種学校、日本語教育機関・施設の教職員・研究者、学生
- ・地方公共団体（教育委員会を含む。）、国際交流協会職員 等

【開催場所】

東日本地域（東京）及び西日本地域の2か所

【参加者数】

東日本地域（東京）：600名程度、西日本地域：300名程度

【主なプログラム】

- ・文化庁や日本語教育関係省庁による施策紹介
- ・パネルディスカッション
- ・テーマ別実践報告会
- ・文化庁事業に係るパネル展示 等



過去の開催の様子

日本語教育推進関係者会議の開催

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)(抜粋)

第四章 日本語教育推進会議等

(日本語教育推進会議)

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関(次項において「関係行政機関」という。)相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

日本語教育推進会議(第二十七条第一項)

- ・ 関係行政機関()により構成。
- ・ 関係省庁申合せにより、令和元年9月13日設置(令和2年8月末現在、計2回開催)。
- ・ 関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うことを目的とする。
- ()文化庁及び外務省を共同議長とし、関係行政機関として内閣府、総務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省で構成。

意見

意見聴取

日本語教育推進関係者会議(第二十七条第二項)

- ・ 日本語教育に関し、専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者により構成。
- ・ 関係省庁申合せにより、令和元年9月13日設置(令和2年8月末現在、計3回開催)。
- ・ 関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うに際し意見を聴くことを目的とする。

日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS: Nihongo Education contents Web sharing System)の公開・運用(運用開始: 平成25年4月1日)。

